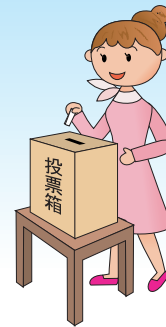


住民投票条例について

こんにちは苫小牧市民自治推進会議です。

皆さんのご意見募集中



苫小牧市では、現在、住民投票条例をつくろうと検討を進めています。私たち苫小牧市民自治推進会議は、「市の案でよいか?」「どんな条例がよいか?」を考えていますが、悩むことがたくさんあります。そこで、以下の4点を中心に皆さんからのご意見を頂きたいと思います。ご協力よろしくお願い致します。

*住民投票についてのQ & Aは、裏面をご参照ください。

1 住民投票ができる事項の範囲は?

市の案では、「市に権限がなく、国や北海道などが決めること」は住民投票ができないことになっています。

しかし、私たちは全国の事例などを踏まえて、国や北海道が方向性を決める施策しやくなどについても対象にするべきと考えています。

皆さん、どう思いますか?

2 投票できる人は?

「18歳以上、3か月以上市内に住む人で、永住外国人も含む」というのが市の案です。私たちも、若い人たちや、苫小牧市に長い間住んでいる外国人からも意見をいただくべきと考え、市長や議員の選挙よりも緩やかな条件を設定しました。

皆さん、どう思いますか?

3 住民投票の実施を要求できるのは誰か?

「市民、議会、市長の3者が住民投票の実施を求められる」というのが市の案です。

市民の場合は投票資格がある人の**4分の1以上の署名**が条件で、3万6千人ほどの署名を集めることとなります。

議会や**市長**も、意見が対立したときなどに**住民投票**で市民の意思を問うことができます。条件なども含めて、皆さん、どう思いますか?

4 住民投票は必ず開票する?

実際に投票に行った人数が少なかった場合に、開票を行わないという考え方もあります。しかし、市の案も私たちも、市民の知る権利を保障するために、結果は必ず公開しようと考えています。

皆さん、どう思いますか?

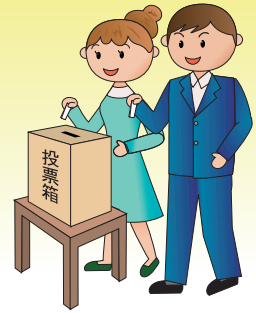
住民投票について、平成26年11月28日(金)までに、ご意見をお聴かせください。もちろん、この他にも気付いた点や思ったことなどがあれば、お気軽にお寄せください。ご家族や周りの方にもお伝えいただけると嬉しいです。私たちの検討内容は

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiminjichi/suishinkaigi/kento.html>

【苫小牧市役所 市政情報 施政 市民自治のまちづくり 市民自治推進会議 住民投票制度行政素案の検討について (市民自治推進会議)】に掲載されています。

住民投票について

Q & A



住民投票とは？

市民の意見や考えが二分するような大きな出来事が起こった時に、「投票」という手段によって市民の意思や考え方を直接確認する制度です。

全国ではどんな住民投票があったの？

◇市町村の合併 ◇原子力発電所の建設 ◇米軍基地の受入れ など
市民の生活に大きな影響が出そうな事柄で行われてきています。

住民投票条例とは？

住民投票をできるようにするための仕組みです。下記の2種類あります。

問題が起こった時に議会で話し合いをした上で、その都度、条例（自治体で作る法律）を作って投票を行うのが「個別型住民投票条例」です。

一方、市民が署名を集めるとすぐに住民投票ができるように、あらかじめ仕組みを決めておくものを「常設型住民投票条例」といいます。

苫小牧市では、問題が起こった時にすぐに住民投票で市民の意見を聴けるように、常設型住民投票条例を作ろうと考えています。

なんでも住民投票で決めることになるの？

なんでも住民投票によって問題を解決することにはなりません。十分に議論をしたのだけれども、どうしても合意に至らない場合に、住民投票は行われるものと考えています。

自治体運営の主役は市民ですが、市民には全てのことを考えたり決めたりする時間はありません。そこで、市民から集めた税金を使い、選挙で選ばれた市長や議員に考えることを頼んでいるのです。

彼らが考えたこと、決めたことを進めるために、市職員が働いています。住民投票で全てを決めようとする、市民の負担が増えてしまいます。